

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	ワッセナー・アレンジメント（WA）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	27,971千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	ワッセナー・アレンジメント（WA）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：ワッセナー・アレンジメント（WA）は、冷戦終了後のココム解散（1994年）を受け、その後継組織として1996年4月に発足した。通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある輸出管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することを目的とする輸出管理レジーム。参加国は、通常兵器及び関連汎用品・技術に関して合意されたリストに掲載された品目について、国内法令（日本の場合は外国為替及び外国貿易法（外為法））に基づき輸出管理を実施している。事務局はウィーンに所在し、2018年5月現在、参加国数は42か国。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：日本は、WA参加国の義務的経費として毎年分担金を負担。同分担金は、WA事務局職員の人件費、事務所の運営費、機材費、会議費、秘匿情報共有システム関連費等のWAの活動全般に使用されている。WAへの拠出は、通常兵器等の輸出の透明性を確保し、地域の不安定化をもたらすような武器の蓄積を防止するとともに、地域情勢や輸出管理制度に関する情報交換等を通じて、懸念国やテロリスト等への武器の移転を防止することにより、我が国を含む国際社会の平和と安全の維持に貢献することを目的とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・WAは、主要国における通常兵器の開発・製造技術の向上、懸念国・テロ組織等による調達手法の巧妙化等を考慮しつつ、通常兵器及び関連汎用品・技術の規制品目リストの作成・改訂を行っている。我が国の場合は、当該リストに準拠する形で外為法及び関連政省令が整備されており、これにより通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理が行われている。規制品目リストの改訂は年一回実施されており、当該改訂リストはWAのホームページにおいて公開されている。 ・WAは、非参加国の輸出管理能力向上のための活動として、技術的事項に関するブリーフィングや総会（規制品目リストの改訂等の意思決定機関）の結果に関するブリーフィングを定期的実施するなど、国際社会における輸出管理の強化・普遍化に向け取り組んでいる。 ・2017年12月、専門家会合での議論を踏まえ、総会においてWA規制品目リストの改訂版を採択した。 ・2017年6月にWA非参加国に対して技術的事項に関するブリーフィングを開催（24か国が参加）、また、同年12月に総会の結果に関するブリーフィングを開催（20か国が参加）した。 ・WAが作成する規制品目リストは、WA参加国の輸出管理制度に反映されるのみならず、シンガポールやマレーシアといったWAに参加していないアジア地域の主要な貿易国により国内の輸出管理法令上の規範として導入されている。また、国連安保理の北朝鮮制裁決議における制裁内容検討の際の参考とされている（第2371号（2017年8月）及び第2375号（同年9月））。WAの他に国際的な通常兵器に係るリストを専門的な知見をもって作成できる機関は存在しない。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理のための国際基準・規範の形成に大きな影響力を有している。 ・WAは、他の輸出管理レジーム（原子力供給国グループ（NSG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR））との間でも、技術的な意見交換を通じて規制品目リストの整合性確保に努めるなど、他の国際機関との連携を図っている。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2017年度、実施主体：ドイツ連邦会計検査院、報告・提出月：2018年5月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告・報告・提出月：2018年5月（2017年度） ・日本は、毎年の予算策定プロセスにおいて、WA事務局長等に対し、事業の効率化及び財政支出の合理化を強く要請。WA側も日本からの要請に真摯に対応してきており、可能な限りの効率化・合理化を実施してきている。具体的には、2018年予算の検討に当たり、通信費及び旅費・交通費を抑制した。 						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・WAにおいて作成・改訂される規制品目リストは、主要国における輸出管理の均質性を確保し、迂回輸出などを通じた不安定化をもたらす武器の蓄積の防止に大きく貢献している。日本の場合、同リストに準拠する外為法及び関連政省令が整備されているところ、WAを含む国際的な輸出管理レジームにおける規制リストの改訂を反映して毎年11月頃に政省令の改正を実施し、最新の情報に基づく輸出管理を実施している。 ・WAは、日本の働きかけを受けて、アジア諸国を含むWA非参加国の輸出管理制度の強化に向けた働きかけ・助言を実施する等、日本の重要外交課題であるアジア地域の平和と安定に積極的に貢献している。具体的には、2017年6月の技術的事項に関するブリーフィング、同年12月に総会の結果に関するブリーフィングを実施したほか、2018 						

年2月に東京で開催された「第25回アジア輸出管理セミナー」などの関連イベントに参加してWAに関するプレゼンを実施した。

- ・国連安保理の北朝鮮制裁決議（第2371号（2017年8月）及び第2375号（同年9月））におけるリストもWAのリストを参考に作成されており、北朝鮮への国際社会の活力を形成する上でも極めて重要な役割を担っている。
- ・輸出管理は、その性質上、各国の政策や規制措置の調和化・均質化が重要なものであり、我が国のみがこれを厳格に実施しても迂回輸出などを通じた不適切な拡散を防止することはできない。WAに係る政策や規制措置の調和化・均質化を進めるための重要な機能を担っており、我が国の重要外交課題の遂行に必要不可欠である。
- ・WAにおいては、輸出管理の対象となっている規制品目リストの改訂が継続的に行われており、これは我が国を含む国際社会が適切な輸出管理を実施し、もって国際社会の安全を確保する上で必要不可欠なものとなっている。当該リスト改訂に当たっては、我が国の安全保障上の考慮や我が国企業の利益を踏まえ、2017年の専門家会合において積極的に提案を行った。また、輸出管理に係る各種ベストプラクティス文書の作成を行っており、我が国としても2件のベストプラクティス文書の改訂を主導した。
- ・日本は、特にアジア諸国に対し、輸出管理制度の構築・強化のため、2018年2月に東京で開催された「第25回アジア輸出管理セミナー」等のアウトリーチ活動を継続して行っている。これは、WA等の国際的な輸出管理レジームを通じて策定・強化される輸出管理のガイドラインを受けて我が国に導入している国際的輸出管理のスタンダードを当該アジア諸国に広めるものも含んでおり、WA等の国際的輸出管理レジームと相互補完的に、国際的な輸出管理の強化に役立っている。
- ・WA事務局長は、我が国が毎年開催するアジア輸出管理セミナーに出席するため来日（直近は2018年2月）し、同セミナーにおいてWAに関するプレゼンを実施している。また、日本側関係者が、同事務局長及び他の輸出管理レジーム代表と輸出管理に関する横断的な論点を議論すべく会合を開催し、忌憚なき意見交換を行っている。
- ・WAによる毎年の規制品目リストの改訂作業に当たっては、日本の立場や我が国企業の関心も踏まえた提案を行っており、我が国企業にとって著しく不利な規則が設けられないように努めている。その観点から、日本の企業・国民にとってもメリットは存在する。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	42	7	0	0	0%	0	0

その他特記事項：

- ・WA事務局は、実質的に意思決定に関わるのは4名のみ（全職員数7名）と小規模な機関である一方、定年まで就業できる雇用形態となっていることから、職員の出入りがなく、日本人職員を送り込む余地は極めて限定的（職員には、高度な専門知識及び英語力が求められることもあり、現時点では日本人職員は存在しない）。
- ・将来的にポストに空きが生じる機会に日本人職員を送り込むべく、候補者の開拓と併行して、WA事務局との間で協議中。採用に結びつけるためには専門性の獲得及び「顔が知られること」が重要であることを踏まえ、第一の布石として、インターンの採用受け入れの方向でWA事務局と具体的に調整中。また、これに加えて、第二の布石として、新規プロジェクトの実施とパッケージにした新ポストの設置（日本人職員の採用）の可能性についてもWA事務局と協議中。

5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	10月の一般作業部会で予算案を策定。12月の総会での予算案の承認。
	DO	日本からの分担金支払い。WAによる予算案執行。在ウィーン国際機関日本政府代表部によるWAの運営・活動のモニタリング。
	CHECK	外部監査報告書による運営活動の成果を評価。
	ACT	5月の一般作業部会その他のウィーンでの協議を通じて運営における要改善事項を申し入れ。

担当課室名	不拡散・科学原子力課
-------	------------